

研究資料

住吉広行筆 春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び

「朝鮮信使来聘一件書類」

加藤 秀 幸

ここに紹介するのは住吉広行筆 春冬堂上放鷹之図屏風の下絵で、これをもとに完成した本絵は、海を渡って朝鮮国王に贈られたものである。幸いにこれに関する詳細な記録として、「朝鮮信使来聘一件書類」が今日残されていて、美術史的な面でも興味深いものがあると思われるので、図版と共に紹介公刊した次第である。

早稲田大学図書館所蔵のこの下絵は「春冬堂上放鷹之図」と題するもの、実は春之部「雉鷹野」(六曲半双、縦一六六・二センチ、横四三九・五センチ、一部淡彩)のみで冬の部は見当らない。

端裏書は左の通りである。

「文化 戊辰年十月朔日納

御老中御掛 牧野備前守殿

朝鮮国王ニ被遣候御屏風

景金園広行画之

春冬堂上放鷹之図

住吉絵所」

春之部であることは、右端幄中の梅の鳥柴、鷹飼の馬前の蒲公英、下絵であるため、枝のみを描ける桜等によってあきらかである。春冬を放鷹の画題としたのは、鷹狩のシーズンは、換羽のための鳥屋入りの、夏の一時期を除いて、一年中行なわれるが、半双を一季節に宛れば、鶴・鶴・白鳥・雁など、大きな獲物のある冬と、のどかで華やかな雉鷹野の春とがふさわしいからであろう。

住吉広行筆春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び「朝鮮信使来聘一件書類」

この完成された屏風は端裏書によって、住吉広行(内記・景金園)が描き、文化五年(一八〇八)十月朔日、「朝鮮人來聘御用掛老中」牧野忠精備前守のもとに納められたものであることがわかる。

朝鮮人來聘とは、朝鮮国通信使來聘のことで、將軍の代りにごに、祝意を表する朝鮮国王よりの通信使を、江戸城中に引見する臨時の大典である。文化度のそれは、先代家治の明和(元年)度に次ぐもので、天明六年の將軍家齊襲職の後、先例によって、三年余の中に行なわれるべきものが、彼我の財政困難によって、対馬の府中原藏に易えられ、又種々の事情が重なって延引し、二十余年の後の、文化八年によく挙行せられたものである。財政逼迫のため、前例に較べ、進物・経費等は両国共に、高麗鷹二十連が十連に、屏風二十双が十双というように、半減したようである。

文化度、將軍より朝鮮国王に贈られた別幅の筆頭に、屏風十双があるが、その詳細を「朝鮮信使來聘一件書類」(史料参看)によってみると、一々の絵様・筆者は評議の上決定されており、筆頭の「頼信海を渡る図」をはじめ、全て題材は日本的なものである。又前回までのものと、図柄が重ならないようにとの配慮もされたようである。

この放鷹の絵柄は、朝鮮国王より將軍への進献物中、重要な位置を占める高麗鷹(本邦産より、体格・気性に優れ、珍重された)への返礼の意味をこめたものであろう。しかし、この絵柄は、当時廃れていた公家の雉鷹野をあら

放鷹上堂春冬筆行屏風下絵及び「朝鮮信使來聘一件書類」
早稲田大学図書館蔵

挿図1

挿図2 住吉広行筆 春冬堂上放鷹之図屏風 春之部 下絵 早稲田大学図書館蔵

わした絵空事である。それは

「春日権現験記絵」の画

中の襖絵の絵柄に、又「今

昔物語」雉を仕う男の文章

そのものと言いうるもので

錦の帽子を着した鷹飼が、

犬索をつれ、鷹を居えるに、

当時普通の鞆（ゆがけ・皮

手袋）を用いず、亡んでな

い鞆（たかたぬき）をつけ

たものを描いた、優美華麗

をさきとした復古調であ

る。本図の眼目である、鷹

の雉を捉る場面は、鷹匠の

評を得たのか、画きなおさ

れ、鷹の遣い手・鷹・雉・

鷹犬の連関する寸時の動作

がまとめられている。色は

そのところに、地アサキ・

コン・朱などと指示されて

いる。（図版六参照）

広行は、板谷慶舟広当の

長子で、住吉広守の後を承

け、復古を試み、凡手では

ないという。本図は、拾双

中、第七番にあげられてお

り、その筆工料などと共に、彼の画壇の位置も推量されよう。

広行は、信使帰帆後間もない、文化八年八月没した。年五十七。晩年を飾る

作となる。

この屏風の絵柄・筆者の決定通知は、文化四年三月頃であり、筆工料・金銀

箔代は、六年一・二月の間に支払われたらしい。この「堂上放鷹之図」 壺双は

銀一貫八七二匁余、二割増を加え、二貫二四七匁余。金三ノ三七兩一分と銀一

二匁余。金銀箔五八一八枚二分、代銀一貫一七三匁二分六厘の支出となってい

る。

省弊のための朝鮮信使易地行聘は、紆余曲折の末、文化八年五月廿二日、国

書授受が対馬の宗家の邸で行なわれ、六月十五日、別幅が渡された。品々は、

同朋頭の手で、諸役人立会の下に、嚴重に梱包され、江戸より対馬厳原へ運送

された。

尚、後に、この下絵を参考にしたと思われる、二曲一双の屏風を一見するこ

とが出来たので、便宜紹介する。残念ながら、これにも冬の部はない。はじめ

から対として描かれなかったのか、冬の部の下絵が早く失なわれていたため、

描かれなかったか、或いは離れくゝになったのか、一切わからない。春之部を

二曲一双としたことより、或いははじめから、冬の部を描かなかったのではな

かろうか。筆者も亦不明であるが、下絵を利用出来る住吉派の、ごくうちわの

者の手になったものであろう。下絵に較べ、技倆はかなり劣る。殊に人物は生

硬となり、動きがない。六曲を四曲にし、縦横を縮めるため、全体的に右に寄

せて圧縮しており、上部の三人の勢子と、彼等に追いたてられる、雌雄二羽の

雉の雄のみを残し、勢子の対象を、鷹に追われる雄雉二羽にまとめ、鷹と雉の

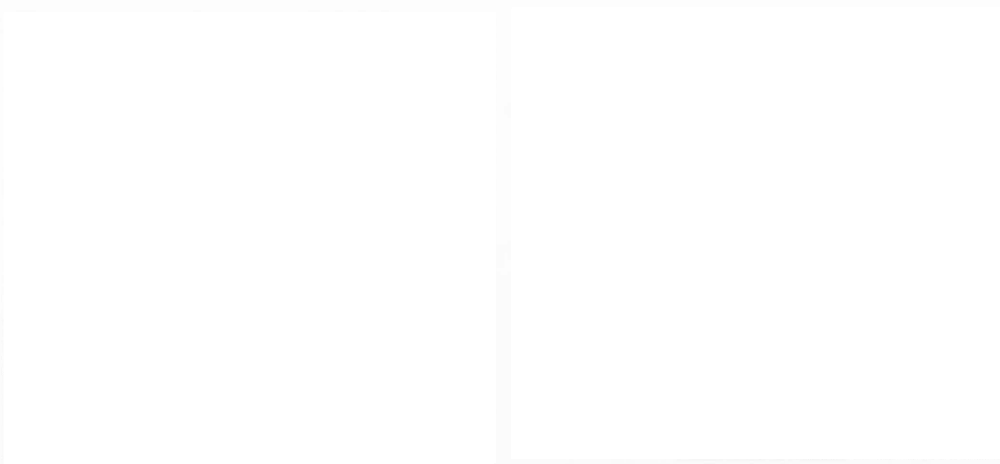
距離をはなしたために、間のびしたものになっている。野の蒲公英は多数の土

筆に描きかえられ、人物は一人減り、犬索きの手綱の手が替り、川の流れも向

きを変えている。製作は下張りの反故よりみて、明治維新後のものであろうか。

（紙本着色、縦一五七・五cm、横一七四・五cm、日光 小林商会所蔵）

(附記) 下絵については柴田光彦氏、屏風は小林二郎氏、絵画・美術史について、又本誌掲載については柳沢孝・辻惟雄両氏、朝鮮信使については田中健夫氏に、夫々御教示・高配を得た。記して謝意を表する。



挿図3 鷹狩図屏風 日光市 株式会社小林商会蔵

住吉広行筆春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び「朝鮮信使来聘一件書類」

美術研究所報

研究会

昭和四十四年

- | | | |
|--------|---------------|-------|
| 六月十一日 | 在米の日本仏画 | 柳沢 孝 |
| 六月二十五日 | 狩野元信の花鳥画 | 辻 惟雄 |
| 七月十六日 | 延暦寺初期の仏像 | 久野 健 |
| 九月二十四日 | 四天王彫像 | 猪川 和子 |
| 十月 八日 | 聖エラスムスとエラスムス像 | 坂本 満 |
| 十月二十二日 | 皇居杉戸絵に就いて | 関 千代 |
| 十一月十二日 | 本願寺本三十六人集の表紙絵 | 江上 綏 |

〔題箋〕
朝鮮信使來聘一件書類 二

〔内題〕
朝鮮信使來聘記録

解題

本書は、文化度、朝鮮信使易地交聘の一件記録の写で、十一冊よりなるが、ここには第二冊雑部のみを掲載した。その体裁は、縦十三・七cm、横十九・五cmよりなる横帳・袋綴で、殆んど影写に近い騰写本であるが、まゝ文意の通じない字字もある。この雑部は、將軍家齊・世子家慶より、朝鮮国王及び信使等に遣わされた返札の贈答品・下賜銀の詳細な記録である。因みに各冊の内容を記すと、以下のようである。()は冊数を示す。

(一) 国役 (三) 來聘御用申上留、對馬守左衛門尉詔官使面会手續 (四) 信使來聘期月、御印(返翰之朱印彫刻)、諱字、書画等、(五) 易地來聘御用留 (六) 同上、掛人数姓名 (七) 平田隼人朝鮮信使に來聘御用掛に相成候一件 (八) 朝鮮信使贈答目錄 (九) 朝鮮信使一行へ相渡候品々直段書 (十) 朝鮮信使來聘對島守御饗応 (十一) 宗對馬守家來風聞記 尚、「通交一覽」自卷二五至卷一三七参照
東京大学史料編纂所所蔵。尚、原本の所在は不明である。

雑部

一、朝鮮に被遣候御品、先年被遣候半減之積りを以、
別紙之通、(文化二) 五月廿四日伺濟

公方様より被遣候 大納言様より
鞍皆具 拾口 大卓 一脚
料紙硯箱 三通 紗綾染物 百把
色羽二重 五十疋 越前綿 三百把
乱茶亭 百端

一、宗對馬守(義弟)に卯三月采女正殿御渡御書付
朝鮮国王に被遣物

公方様より
屏 風 十 双
鞍皆具共 十 口
料紙硯 三 通
色羽二重 五 拾 疋

茶 亭 百 端

大納言様より

大 卓 一 脚

紗綾染物 百 端

越前綿 三 百 把

右朝鮮国王より之献上物、此度減少候ニ付、被遣物も書面之通可被相減候、存寄も有之候ハ、可被申聞候

一、兩使以下被下物之儀も前々之通可被下候、乍然、此度人数も格別相減候ハ、上官以下惣中ニ之被下物も、其程に心し減少可有之候間、人数相知次第、致勘弁可被申聞候

一、御屏風其外御卓・料紙御硯箱仕立中、御勘定方御徒目付見廻り之儀、卯七月廿九日伺濟

一、御返翰・御別幅入黒塗御箱二ツ、大御卓壹ツ、御料紙御硯箱三通、当時差置候手当并道中詰物仕候為手当、浅黄加賀のりぬきいたし、表之方うこん木綿、ほうれい綿・真綿とも入袋ニ仕立候入用銀四百式拾五匁四分四厘ニ而、(御細工所頭)馬場助左衛門に、(文化六年)已正月十九日被仰渡候旨ニ而、同廿四日御下ケ一覽付、返上

一、御返翰箱并掛覆・大御卓掛覆・御料紙硯箱三通り、右やわら共御鞍包拾壹口分、御鏡十一口分、御屏風包拾壹双分御服紗包之御入用丈尺裁切、相渡候積ニ而、惣御入用銀五貫三百七拾壹匁余相掛り候旨、御納戸頭より相伺候處、御屏風包御服紗

を御納戸ニ而仕立、其外御服紗御懸覆・御鞍籠包

を裂地裁切、御馬方御細工所に相渡可申旨、已三(文化)月朔日、御納戸頭は被仰渡、同五日一覽付、返上

一、御返物并被下物品々、对州迄差越方之儀、宿繼御証文を以差立、吟味方下役、御普請役之内三人、御小人目付三人、都合六人附添、大坂よりハ積船

に乗組罷越候積り、右附添候もの、格別遠境海陸附添心配仕候ニ付、定例之被下物之外、為御手當、外並之通、一同銀拾匁ツ、被下置候旨、已十一月十一日伺済

一、朝鮮国は被遣候御屏風・御鞍籠御扣持越方之儀、御鞍籠ハ御扣出来居候ニ付持越、御屏風御扣

を絵出来致居不申候間、持越ニ不及旨、午九月廿六日伺済(文化七年)

一、御返物并被下物之据臺、大坂ニ而木拵致シ、同所より職人对州に差下し、尤、右臺類仮箱補理詰

物いたし、荷作数二十箇に仕立差下し、積船雇方被下銀附紙ハ相除、職人船中入用を進献物箱臺取

立候職人ニ而相兼、於彼地仕立中之賃金斗被下候積りを以、金百拾九兩式分余を以、对馬守一式引

受之積り、午三月十七日伺済、同四月二日对馬守家来に達ス

但、被下銀附紙之儀を御納戸より請取、外荷物入レ相廻し候積り

一、朝鮮御返物御別幅書式作略仕候方、此度御用ヒニ相成候旨、午十月廿七日、林大学頭伺済(寛)

住吉広行筆春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び「朝鮮信使來聘一件書類」

御本丸御用

別幅
画屏風壹拾雙
鞍具壹拾副
硯紙匣三副

染繒伍拾匹
綵紵壹百端

整

文化八年辛未某月日
日本国源 御名(徳川家彦)

別幅
案壹張
染綾壹百端
綿參百把

文化八年辛未某月日
日本国源 御名(徳川家慶)

一、御返物入箱外箱仕立方、已十一月御納戸頭に達

書
一、御端物入箱 式箱
一、右同断 壹箱

(朱書)
「右三挿入合候長持壹挿」
一、銀百枚入箱 四拾式箱

(朱書)
「右箱三箱ニ而入合候積り長持拾四挿」
一、摘綿入箱 五箱

(朱書)
「右九箱入候長持九挿」
右長持式拾四挿、御納戸ニ而出来、荷造之儀を

御賄所ニ而出来之積り、
但、荷造之儀御賄所方断候ニ付、御納戸ニ而出来之積り、午十一月相定、
一、御屏風外箱御同朋頭ニ而出来、荷造之儀前同断(朱書)

但、荷造之儀、前同断、尤荷造いたし候積り」
御勘定方御目付方支配向立合候様、備前守殿(奥右筆組頭)
秋山内記を以被仰渡候

一、御鞍皆具・御料紙硯箱、其外品々外箱并御長持五挿、御細工所ニ而出来

但、荷作之儀ハ、是又御細工所ニ而出来之積り、

一、朝鮮は被遣候御屏風其外共、長物并箇物凡九拾四箇、七百石積船壹艘は積切、大坂より对州に相廻し、右附添之者乗組候ニ付、船中間仕切等相心得、御入用金百式拾六兩式分余を以、佃屋勘左衛門引受之旨、午十一月朔日申渡ス

一、御返物并被下物ニ差添、両手支配向より取計向之儀伺書面差出、夫々附礼いたし、相渡ス

一、御返物并被下物、对州表は被遣候御品々差立方之儀、宿次御証文ハ、表御右筆組頭を請取、箇之儀を、当朝向々より支配向請取差添罷越、御支配向に相渡、箇物持出方之儀を、御作事方人為持、御量蔵迄差出、其場所迄伝馬町名主并持人足呼出置候様可仕旨、午十二月十三日伺済、町奉行・御作事奉行に達ス

一、御返物其外は同附添罷越候者に、於旅中万一損

等出来之節、用意金拾五兩、午十一月伺濟之上相
渡、歸府之上、(文化八年)末五月右金子返納、

御返翰 并紙
御別幅

一、御返翰御別幅并紙類等之儀、馬場助左衛門伺濟、
(文化四年)卯四月十四日御下ケ、一覽付、返上

公方様御分

一、御返翰紙 八枚
御別幅紙

豎卷尺二寸八分・横三尺六寸、御返簡紙ハ

折巾四寸壹分、七折半ニ折立、御別幅ハ折

巾三寸八分半、八折ニ折立、

代銀貳貫三百八拾九匁四分四厘

大納言様御分

一、御別幅紙 四枚
仕様前同断

代銀壹貫百九拾四匁七分貳厘

御兩所様

一、同御上包紙 六枚

豎式尺九寸三分・横卷尺四寸九分、

折立寸法、豎卷尺八寸五分、折巾四寸七分

代銀壹貫五百八拾九匁五分八厘

同断

一、御返翰入銀御箱 二ツ (朱書)「坂田清助
新山藤三郎」

但、銀打物外法、長卷尺九寸五分、横五

寸四分、身高三寸、蓋式尺九分

蒔黄袋、真田とも

代銀壹貫拾匁四分貳厘

同断

一、右御袋 二ツ (朱書)「小林定七」

但、長式尺四分、横六寸八分、高四寸五

分宛、内一ツハ表赤地錦入亀甲織紋龍之

模様、裏蒔黄茶丸、下地板目紙四方開キ、

蝶番ひニいたし、角ニ木丁面取候切ニ張

立候、紐蒔黄唐糸八打、とんほう結、房

付、地ハ外也、卷ツハ桃色地同断、裏何

レも仕様前同断、地ハ外也、

代銀貳百八拾貳匁四分

同断

一、右御内家 二ツ (朱書)「木地
加川金兵衛
円阿弥内膳」

代銀九百三拾六匁八分六厘

一、右御服紗 二ツ

浅黄羽二重四布四方、綿入

代銀六匁六厘

同断

一、右乘臺 二ツ

卓形、木地梨目嶋桐、長式尺五寸、横卷尺

式寸、高サ卷尺四寸八分ツ、

代銀壹貫三拾六匁壹分八厘

同断

一、右惣掛覆 二ツ

浅黄羽二重、袷

代銀拾三匁六分六厘

同断

一、外家 二ツ

代銀三百六拾四匁八厘

同断

一、右惣外家 二ツ

代銀貳拾四匁貳厘

一、右外粹 二ツ

代銀七拾八匁九分貳厘

惣ノ銀九貫五匁四分六厘

(朱書)「金ノ百五拾兩ト銀五匁四分六厘」

一、御返翰・御別幅箱御袋、地錦并御裏茶丸御入用、
(文化五年)辰閏六月廿六日、御細工頭引請之積り、伺濟

一、御返翰箱御袋地

蜀紅手紅地錦、九尺七寸

但、耳巾式尺式寸五分

代銀貳百貳拾七匁九分貳厘

大納言様

一、御別幅箱御袋地

右同断、桃色地錦、九尺七寸

但、巾同断

代銀貳百貳拾七匁九分五厘

一、御返翰

御別幅箱御袋御裏地

蒔黄茶丸、式丈式尺

代銀七拾五匁五分八厘

合銀五百三拾壹匁五分八厘

〔朱書〕
「金ニノ八両壹分銀六匁五分八厘」

- 一、御返輸入候箱、塗梨子地活掛、前々見合直段を以積立、伺濟、取掛候處、附金代引足不申候ニ付、増金九兩、銀拾三匁余被下候旨、〔文化六年〕巳十一月十四日御細工頭伺濟

- 一、御返翰紙抄子箱、御細工所ニ而出来致し候處、仕立方不宜候ニ付、板谷桂意を仰付、御扣之分とも拾枚出来

御屏風

- 一、御屏風絵様之儀、別紙之通評議之趣

朝鮮国王ニ被遣候御屏風絵

- 一、頼信海を渡ル図
- 一、義家鷹連を乱す図

- 一、頼朝富士牧狩
- 一、桜町中納言
- 一、菊亭

- 一、四季大和山水

- 一、牧牛野馬

- 一、大和琴碁書画

- 一、春秋花鳥

- 一、堂上放鷹

是迄 御代々不被遣曲之内

- 一、舞楽

- 一、桜孔雀
- 一、牡丹金鶏

- 一、老松之日
- 一、古木梅之日

余計之分

- 一、博雅三位琵琶秘曲を伝授
- 時秋笙秘曲を伝授

- 一、四季花鳥

右之内ニも可被 仰付哉と評儀仕候、以上

- 一、〔文化四年〕卯五月九日、〔牧野忠精〕〔脇坂安重〕備前守殿中務大輔ニ御渡候書付

- 二双 狩野養川院
- 一双 狩野伊川

- 同 祐清
- 同 探信
- 同 洞伯
- 同 住吉内記
- 同 狩野春貞
- 同 板谷桂意
- 同 小普請組
小濱長五郎支配
狩野友川

朝鮮ニ被遣候御屏風之絵、右之通可相調旨、申渡候事、

〔朱書〕
「養川院病死ニ付、伊川ニ二双、洞琳ニ二双被 仰付旨之御書付、辰正月廿八日撰津守殿長谷川弥左衛門を以御下ケ、」

- 一、御屏風之儀ニ付、御書取卯二月廿六日布施威之丞を以御下、同三月廿三日一覽付、返上

御同朋頭ニ被仰渡候御書取

- 一、御屏風裏張、如先格金唐紙ニ而可仕候事

- 一、箱之義、先格之通、内箱・上箱申付、三重目

外家箱ハ下品下撥ニ而、忝ッ入之箱可仕事

- 一、縁裂地ニ御納戸ニ而織立候事

- 一、箱之内張紙・詰紙・御屏風上張紙・鑑之緒・片腦等御納戸頭差出候事

一、服紗綿入ニ不及、裕ニ可仕候、道中持越方ハ木綿等ニ而巻立、やわら紙ヨ包、不動様詰入可申事

- 一、服紗綿入ニ不及、裕ニ可仕候、道中持越方ハ木綿等ニ而巻立、やわら紙ヨ包、不動様詰入可申事

但、服紗ハ御納戸・御細工所兩積リニ相成候事

- 一、片腦入袋之儀ニ御細工所ニ断書可差出事

一、骨并木地、縁塗下地其外とも、上之方積を以仕様取しらへ、来聘懸り之面々ニ書付差遣可申候事

- 一、御屏風拾壹双御入用取調候處、御同朋頭積リ下直ニ付、申上候處、御同朋頭積リ御絵師筆工料・金銀箔代等ニ相除キ、金四百五拾兩三分、銀五貫五分ニ而同人引請、〔文化四年〕卯七月廿五日伺濟

一、御屏風絵様、筆工料并金銀箔御入用巳正月廿八日伺濟

- 一、頼信海を渡ル図
- 一、義家鷹連を乱す図

狩野伊川

〔朱書〕
「栄信」

- 一、金銀箔七千五百九拾枚式分
- 代銀壹貫五百三匁三分七厘

- 一、四季大和山水

同人

- 一、金銀箔六千式百三拾七枚六分

三五

代銀壹貫貳百七拾伍分六厘

一、博雅三位琵琶秘曲を伝授 同 友川
時秋笙秘曲を伝授

金銀箔七千貳百四枚四分

代銀壹貫四百九拾貳分貳厘

〔朱書〕
右三双為冥加、無料之而認候之付、筆工料無之旨、御屏風懸り坊主川嶋周節申聞候事

一、老松之月
古木梅之月

狩野祐清
〔邦信〕

壹双之付

銀壹貫三百拾伍余

壹割八分増を加へ

壹貫五百四拾六匁余

〔朱書〕
金之ノ式拾五兩三分銀壹匁余

金銀箔五千四百六拾六枚六分

代銀壹貫貳百四拾六匁分七厘

一、頼朝富士牧狩

壹双之付

同 探信
〔朱書〕
〔守信〕

凡銀貳貫三百七拾六匁余

壹割八分増を加へ

貳貫八百四匁余

〔朱書〕
金之ノ四拾貳兩壹分銀六匁余

金銀箔六千貳百六拾八枚

代銀壹貫三百玖三分八厘

一、桜町中納言
菊亭

同 洞泊
〔朱書〕
〔愛信〕

壹双之付

銀壹貫八百七拾貳匁余

壹割五分増を加へ

貳貫百五拾三匁余

〔朱書〕
金之ノ三拾五兩三分銀八匁余

金銀箔四千八百五拾壹枚六分

代銀壹貫拾九匁九厘

一、堂上放鷹

壹双之付

住吉内記
〔朱書〕
〔広行〕

銀壹貫八百七拾貳匁余

壹割増を加へ

貳貫貳百四拾七匁余

〔朱書〕
金之ノ三十七兩壹分銀拾貳匁余

金銀箔五千八百拾八枚式分

代銀壹貫百七拾三匁分六厘

一、牧牛野馬

壹双之付

狩野春貞
〔朱書〕
〔與信〕

銀壹貫四百四匁余

壹割増を加へ

壹貫五百四拾四匁余

〔朱書〕
金之ノ式拾五兩貳分銀拾四匁余

金銀箔五千四百四枚

代銀壹貫百三拾伍分三厘

一、春秋花鳥

壹双之付

同 洞琳
〔朱書〕
〔由信〕

銀壹貫四百八匁余

八分増を加へ

壹貫五百拾六匁余

〔朱書〕
金之ノ式拾五兩壹分銀壹匁余

金銀箔六千拾三枚六分

代銀壹貫貳百貳拾六匁分五厘

一、舞樂

壹双之付

板谷桂意
〔朱書〕
〔住吉広長〕

銀貳貫百五拾三匁余

壹割八分増を加へ

貳貫五百四拾壹匁余

〔朱書〕
金之ノ四拾貳兩壹分銀六匁余

金銀箔七千九百貳拾三枚六分

代銀壹貫四百九拾目六分九厘

〔朱書〕
辰七月廿二日專阿弥伺濟

右金銀箔惣ノ六万貳千六百七拾七枚六分

代銀拾貳貫八百五拾貳匁四分貳厘

〔朱書〕
金之ノ貳百拾四兩銀拾貳匁四分貳厘

一、筆工料已正月廿八日專阿弥伺濟

一、御繪給・砂子切手間并泥手間積り

金銀箔惣ノ四万七千四百貳拾七枚六分

代銀四百六拾五匁八分壹厘

〔朱書〕
金之ノ七兩三分銀八分壹厘

〔朱書〕
御納戸より差出

一、御屏風縁金入

大縁紺地雲形

小縁白茶地雲形

代銀壹尺二付、拾式分五厘ツ、

一、御屏風箱之内、美濃紙之而式篇張之可仕旨、
午九月五日、專阿弥同濟
(文化七年)
(采共、同明頭)

一、御屏風詰方之儀午九月五日專阿弥同濟

一、御屏風木綿之而(包カ)内箱詰、四方井上下角々

ニ木綿綿入布団ニ仕立、真田ニ而結メ

一、同中箱四方井上下角々ニ右同断、綿入布団

ニ仕立、真田ニ而結メ

一、三重目荒木箱ニ四方角々井上下ニ琉球表糸

豎打卷藁之内ニ而詰メ可申候

一、御屏風棒通鏡物、塗棒入、荒木箱仕様御入用

午八月十一日、專阿弥同濟

一、三重目荒木箱棒通し、莫抜指鏡物 拾箱分

右鏡物、打鏡釘、鏡物打手間共

右鏡物、打鏡釘、鏡物打手間共

一、御屏風箱塗棒拾本入荒木箱

但、内削立

右椀節有木用ひ、玉ふち打泥足とつる杉丸太棒

とも

代金壹兩ト銀拾匁

一、右箱棒通鏡物

代銀九匁

一、御屏風箱会府椀正目小札之儀も同木ニ仕、拾箱

分御入用、合銀式拾八匁五分相掛り候旨、御細工

所申立候ニ付、右品々御同朋頭より御断差出、受

取候様、午六月、專阿弥同濟

御鞍皆具

御鞍鏡拾壹口、内壹品口
木地 辻 山城
下地 関 数馬
中途迄

新規打立候御入用

金百四拾三兩 但、壹掛金六兩式分宛

一、切付 野沓 四方手 仕掛革

泥障 御鞍包服紗 御鏡袋

押掛箱とも 轡 御鞍鏡中途

泥障之緒 手鋤 御鞍掛ケ

御鏡入箱 鞆扣 御鞍箱

御鞍掛ケ 御鏡入箱 御鞍取置ニ入候箱

右いづれも拾壹口分
合金式百七拾式兩式分、銀拾式匁六分四厘

御鞍皆具拾口

壹口 御鞍海無、御鏡片咲、透
おもと、浪ニ雲竜御時絵 下絵 狩野伊川
透 下絵 内膳

同 御鞍御鏡同断、透鷹金、 同 友川

同 藻ニ鯉御時絵 同 鈴木伊賀

同 御鞍御鏡同断、透橋、 同 梅笑

同 龜御時絵 同 榎本筑後

同 御鞍御鏡同断、透唐花、 同 友川

同 鶴御時絵 同 栗本宇右衛門

同 御鞍海有、御鏡兩咲、透 同 探信

同 唐團扇、牡丹御時絵 同 内膳

代金式拾式兩

同 御鞍御鏡同断、透梅折枝、 同 有清

同 花の丸御時絵 同 数馬

同 御鞍御鏡同断、透蕨、 同 梅笑

同 扇子散御時絵 同 内膳

同 代金拾九兩式分 同 栗本兵庫

同 御鞍御鏡同断、透琴柱、 同 祐清

同 蒲菊御時絵 同 栗本兵庫

同 代金拾八兩 同 栗本兵庫

同 御鞍海無、御鏡片咲、透 同 洞泊

同 散桜、蝶御時絵 同 太田播磨

同 代金拾六兩 同 梅笑

同 御鞍海有、御鏡兩咲、透 同 人

同 沢瀉、朝かほ御時絵 同 人

同 代金拾五兩 同 人

同 御鞍御鏡同断、透痛桜、 同 人

同 鏡せん御時絵 同 人

同 代金拾四兩式分 同 人

同 惣メ金式百拾四兩三分

一、御鞍鏡共、銘々辻山城苗字・居判斗之積り

一、御鞍緒之儀、彼地ニおゐて飾立、信使ニ相渡候

ニ付、於諏訪部文右衛門宅、辻山城より宗対馬守

家来武本儀平次伝授請候段、已五月十八日届有之

御料紙硯箱并石

一、御料紙硯箱仕様御入用、閏六月十日馬場助左衛

門同濟

住吉広行筆春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び「朝鮮信使來聘一件書類」

同志通

木地 加川金兵衛
下絵 狩野伊川
塗蒔絵 鈴木伊賀

蒔絵紅白梅

硯箱 中村八三郎

代金八拾三兩

水入 西村八郎兵衛

銀百七拾三匁式分八厘

同志通

木地 加川金兵衛
下絵 狩野友川
塗蒔絵 榎本筑後

蒔絵松嶋之景

硯箱 中村八三郎

代金七拾貳兩

水入 西村八郎兵衛

銀百八匁五分九厘

惣御入用

金貳百貳拾貳兩

銀壹貫七百五拾四匁三分六厘

但、御硯石・御水入并御服紗・御やわら

御上箱粹・御居臺、且御水入付銀、御服

紗やわら地類綿代々相除

外

銀百五匁壹分壹厘
御居臺之箱
粹共御入用

八月十七日、馬場助左衛門伺済

一、右之分御硯石壹面 若州宮川鳳足石彫立

代金壹兩壹分貳朱

一、小之分壹面

若州青石之而 彫立

代金壹兩壹分

一、壹面

高田石

〔朱書〕右、先格之通高田石之而三面出来之处、鳳

足石・青石式面出来之付、高田石之方御不用
之付、御細工所御圍之相成候」

御端物

一、色羽二重 五拾疋

代銀九貫七百壹匁

大納言様々

一、紗綾染物 百疋

夕仙染之積り、辰正月十九日伺済
〔文化五年〕

代銀拾八貫五百目

右御納戸引請之積り、辰四月九日伺済

一、乱茶芋 百反

代銀拾九貫八百五拾目

但、二十五反縞、其段五色

右神宝方引請、辰四月九日伺済

一、右御反物上包上書無之、其儘臺之積立候積り、

午七月評決

一、羽二重壹方、前々を曲尺五寸之処、此度も六寸

式分之相成

大御卓

一、大卓一脚

蒔絵芙蓉金鶏

木地 加川金兵衛
御下絵 狩野伊川
塗蒔絵 幸阿弥因幡

木地鎮物共

代銀壹貫三百六拾八匁

塗蒔絵

代金百七拾七兩式分

一、右御掛覆外家

代銀四百三拾壹匁六分壹厘

一、惣外家

代銀百六拾四匁三分三厘

一、道中粹

代銀貳百壹匁九分九厘

惣々金百七拾七兩式分

銀貳貫百六拾五匁九分三厘

〔朱書〕金之ノ式百拾三兩式分ト

銀五匁九分三厘」

被下銀

一、朝鮮兩使以下に被下銀吹直之儀を、先格之振合

を以、享保銀之位を吹直し、員數之儀を、惣中之

分も不及減少、都而先格之通可被下旨、寅七月十

一日伺済、寅八月廿三日对馬守家来に達ス

朝鮮人に被下物員數書付

一、銀五百枚、 兩使に
綿三百把、

但、被下員數先年之通

一、銀貳百枚宛 上々官式人

但、同断

〔朱書〕上々官壹人相増都合三人之相成候之付、

壹人増之分銀貳百枚被下之儀、午六月伺

済」

一、銀五拾枚宛 上判事式人

但、同断

一、銀三拾枚 学士老人に

一、銀三百六拾枚 上官
次官中に
小童

上官式拾四人、次官拾人、中官之内小童八人を加へ、都合四拾式人之而積り、老人八枚三分ツ、

但、先年都合六拾人之銀五百枚

一、同八百枚 中官
中官中に

中官百三拾六人之内小童八人除キ、下官式百三人、都合三百三拾老人、老人前式枚四分四厘ツ、

但、先年都合四百九人之銀千枚

小以

銀式千八百九拾枚

西丸より

一、銀式百枚 共 兩使之

但、被下員数先年之通

一、銀百枚ツ、 上々官式人に

〔宋書〕
「上々官老人相増、都合三人之相成候之付、老人増之分、被下銀百枚、午六月伺済」
但、同断

一、同式拾枚宛 上判事式人に

但、同断

一、同拾枚 学士老人に

但、同断

一、同百四拾枚

上官
次官 中に
小童

但、先年式百枚

一、同式百四拾枚

中官
中官中に

但、先年銀三百枚

小以 銀千百三拾枚

合銀四千式拾枚

一、書画相認候者に被下銀、員数之儀、享保度と見合を以、写字官老人に銀式枚ツ、画員にえ、銀三枚被下候積り、人数之儀、前廉難相知候之付、余計之見込、銀式拾枚、享保銀之位之為吹立、書画之料紙・筆墨・繪具等も、对馬守家来に申談、為差出、追而御入用之相立候積り、卯十一月廿七日伺済

伺済

一、被下銀之義、上官以下人数増減等も有之候之付、猶又評儀之上、左之通相伺候処、人数当を以被下候儀、对馬守家来被相尋、申上候様、被仰渡候之付、相尋候処、別紙答書、且銀百之上格之数付候とも、彼方之而如何と相心得候事情無之旨、書付を以申聞候間、右書付相添、再評之趣申上候処、午十二月廿九日伺之通相済

御本丸より

銀四百七拾枚

上官
次官凡五拾六人
小童

銀七百枚

中官
凡式百八拾五人
下官

西丸より

銀式百枚

上官
次官凡五拾六人
小童

銀式百枚

中官
凡式百八十五人
下官

一、信使一行被下銀之内、上官以下惣中之分伺済、人数増減之随ひ、被下高割替候積り被仰渡、此度渡来之人数相減候之付、左之通割替、未五月申上ル

〔文化八年〕

兩使

上々官三人

上判事三人

学士老人

上官

次官中に

小童

中官中に

七百枚

西丸より

兩使

上々官三人

上判事三人

学士老人

上官

次官中に

小童

中官中に

式百式拾枚

外之
兩丸御用意分

百式拾枚

御本丸の書画之者に被下候御用意銀

式拾枚

駈付人足

- 一、御屏風御絵師方に持運、且、非常之節為持退荒木箱十箱、御作事方の申談、御入用積取候处、代金六兩、銀五匁之出来仕、代金之儀を專阿弥受取、御作事方に相渡し可申旨、御同朋頭專阿弥申上、書面御下ケ、辰六月懸り一同一覽付、返上(文化五年)
- 一、御屏風拾双、御絵師方に相下ケ候之付、非常之節持運人足之儀、專阿弥より相願候处、持運欠付人足之儀難相成旨、辰九月十日被仰渡候書面御下ケ、同九月廿六日掛り一同一覽付、返上
- 一、御紋附高張御挑灯拾八張、箱御挑灯拾八張、御絵師九人に非常為御用請取度旨、御断書面、平井專阿弥御下ケ
- 一、大御卓御蒔絵師幸阿弥因幡仕上候之付、因幡近所出火之節持出候ため、欠付人足并御紋付小旗、(張鏡カ)高挑灯之儀奉願候处、欠付人足御紋付小旗之難相成、御挑灯之義を御断之上、請取候様、辰九月廿二日馬場助左衛門に被仰渡候書面御下ケ、同九月廿六日掛り一同一覽付、返上

図版要項

四〇

一 伝毛利秀就所用段織綾産衣 背面(原色刷)

防府 毛利博物館蔵

桃山時代 丈五七・五cm 衿三〇cm 袖巾一〇cm 袖丈二四・五cm

二 伝毛利秀就所用段織綾産衣

同

三 a 徳川二代將軍秀忠所用紫麻産衣

東京 増上寺徳川將軍家墓地

発掘調査団預り

桃山時代 丈四五・五cm 衿二八・二cm 袖巾一一・五cm 袖丈十八cm

b 同

背面 同

c 伝毛利秀就所用緋絹産衣

防府 毛利博物館蔵

桃山時代 丈六四・五cm 衿三六・五cm 袖巾一〇・五cm 袖丈三〇・四cm

d 伝毛利秀就所用紅紬産衣

同

桃山時代 丈五四・五cm 衿三〇cm 袖巾六・五cm 袖丈二一・五cm
一一三 神谷榮子「桃山・江戸前・中期の産衣十三領について 上」参照

四 金銅仏坐像 正面 側面 背面

某 氏 蔵

五胡時代 全高九・四cm

五 金銅仏坐像 正面 背面

某 氏 蔵

北魏時代 全高一四・八cm

四・五 松原三郎「中国初期金銅仏の一考察」参照

六 住吉広行筆 春冬堂上放鷹之図屏風下絵部分

紙本淡彩 縦一六六・二cm 横四三九・五cm

六 加藤秀幸「住吉広行筆春冬堂上放鷹之図屏風下絵及び朝鮮信使來聘一件書類」参照